平成２９年（フ）第１２６号
北海道小樽市朝里３丁目５番８号　ムブレ朝里Ⅰ106、前住所北海道小樽市最上２丁目11番6303号　最上団地６号棟
債務者　藤元　菜摘
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７４号
青森県十和田市稲生町19番35号　コーポマサ207、旧住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地57番地
債務者　長畑　佳子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第８１号
青森県上北郡おいらせ町瓢243番地274
債務者　十文字トミ
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１４４号
宮城県遠田郡美里町木間塚字土手合28番地
債務者　岩佐真由美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
福島市宮代字鍛治畑１番地の６、住民票上の住所福島県いわき市郷ケ丘２丁目56番地の２ニュー郷ケ丘Ａ―102
債務者　安濃　政幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１３８号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂27番地の１　石堂ハイツ５号棟22号
債務者　大河原喜幸
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
群馬県みどり市笠懸町鹿4527番地９
債務者　小熊　典子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１１０号
群馬県高崎市中泉町204番地１　坂の上ヒルズＡ棟202号
債務者　佐藤　明彦
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１１１号
群馬県桐生市川内町３丁目531番地の４
債務者　淺沼　里子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３８８号
新潟市東区紫竹６丁目12番16号
債務者　清島　勝子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
福井県小浜市中井第９号35番地の１　ポラリス
債務者　吉田　隆志
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第５３号
福井県敦賀市栄新町８番12号、前住所福井県敦賀市港町15番15号
債務者　田中　宥希
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第５４号
福井県敦賀市栄新町８番12号、前住所福井県敦賀市港町15番15号
債務者　田中　果歩
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第７６号
長野県飯田市南信濃和田1925番地４
債務者　大原めぐみ
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２１１号
三重県鈴鹿市竹野２丁目20番11号
債務者　山内英美里
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６０８号
兵庫県芦屋市大東町10番１―501号
債務者　城戸　元揮
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６３５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番１―102号
債務者　小坂　敦子（旧姓椴木）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―1105号
債務者　正田　康博
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係